

物品売買契約に係る一般競争入札説明書

－ 沖縄県本庁舎改修に伴う什器売買契約（自治研修所分）－

この入札説明書は、以下の品目に係る物品の売買契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 公告日：令和7年10月16日

2 入札に付する事項

- (1) 品目及び数量：別添1－1「沖縄県本庁舎改修に伴う什器売買契約（自治研修所分）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (2) 仕様書：別添1－1仕様書のとおり
- (3) 納期：令和7年12月1日（月）～26日（金）の期間で発注者と調整し決定する。ただし、納入場所の改修工事の進捗等により納期が前後する場合がある。
- (4) 納入場所：沖縄県自治研修所7階及び8階（那覇市西3-11-1）

※別添「平面図」参照

3 入札に参加する者に必要な資格：入札公告に示すとおり

4 入札に参加することができない者：入札公告に示すとおり

5 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類等を直接持参、又は簡易書留等の郵送により沖縄県総務部管財課に提出し、入札参加資格の確認を受けるものとし、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

ア 申請書等提出確認表（別添2－1）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（別添2－2①）

ウ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し

※3 ヶ月以内に発行されたもの。個人事業者は提出不要

エ 納入（供給）証明書（別添 2－2②）

オ 入札保証金納付書発行依頼書（別添 2－3）
カ 入札保証金免除申請書（別添 2－4）

※入札保証金に関する書類
オ又はカのいずれかを提出

キ 確約書（別添 2－5）

(2) 入札保証金について

入札公告に示すとおり

(3) 申請書等の受付期間及び提出先

ア 期 間：公告の日から令和 7 年 10 月 27 日（月） 午後 5 時まで ※必着

イ 提出先：沖縄県総務部 管財課 本庁舎改修推進室（沖縄県本庁舎 5 階）

〒900-8570 那覇市泉崎 1－2－2

電話：098-866-2106 FAX：098-866-0246

E-mail：aa008001[@]pref.okinawa.lg.jp ※[@]を@に置き換えること

(4) 入札参加資格の確認結果通知

資格確認結果は、令和 7 年 10 月 29 日（水）（予定）までに E-mail 等にて通知する。入札保証金を現金納付する者については、納付書を送付するので、速やかに納付の上、令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時までに受領書の写しを F A X ・ E-mail 等にて提出すること。

6 同等品で入札を希望する場合の事前確認

仕様書で定める納入品について、同等品での入札を希望する場合は、以下に定めるところにより、事前に同等品である旨の確認を得た上で入札に参加すること。なお、事前に確認を得ていない物品で入札した場合は、入札を無効とする。

(1) 同等品の定義等

同等品とは次の項目を全て満たす物品であり、同等品で入札を希望する場合は、6(2)以下に定めるとおり事前に沖縄県総務部管財課の承認を受けること。

ア 規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が、仕様書別紙に示す物品（基準品）と同等又は同等以上であること。

イ メーカーの既製品（カタログに掲載された製品）であること。

ウ 定価（カタログ価格、税抜）が、仕様書別紙に示す製品の定価の平均額の 90% 以上であること。製品の定価は、カタログに掲載された価格（税抜）とし、オープン価格で表示されるもの等判断ができないものは同等品として認めない。

なお、仕様書別紙に基準品を明示していない品目については、定価（価格）による基準は設けない。

エ 仕様書 5(3)に定めるとおり、入札後に発注者から色を指定し納品できる物品であること。

(2) 提出期間：公告の翌日から令和 7 年 10 月 22 日（水）正午まで

(3) 提出方法等

同等品確認申請書（別添 4－1）に必要事項を記載するとともに、必要書類を添付の上、5(3)イで定める提出先へ E-mail にて提出すること。電話及び窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。

(4) 回答：沖縄県ホームページに掲載

－「情報をさがす」－「公募・入札発注情報」－「調達（備品・設備・車両・医薬品など）」－「令和 7 年度実施業務（調達（備品・設備・車両・医薬品など））」



<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025082/1032415/index.html>

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 2 時

(2) 場所：沖縄県本庁舎 13 階 第 5 会議室（那覇市泉崎 1－2－2）

8 入札書の提出方法等について

(1) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書（別添 3－1 ①）及び入札金額内訳書（別添 3－1 ②）を 7 に定める日時・場所に直接持参すること。

イ 入札者が他人に代理させるときは、必ず委任状（別添 3－2）を提出すること。

(2) 入札書の作成方法

ア 入札書は、別添 3－1 ①の様式を使用し、消費税抜きの金額を記載すること。

イ 入札書の添付書類として、入札金額内訳書（別添 3－1 ②）添付すること。

なお、入札書と入札金額内訳書の記入内容に整合が取れない場合は入札が無効となる。

ウ 入札書には、入札者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者の職名及び氏名を記載の上、代表者印を押印すること。なお、代理人をもって入札する場合は、氏名の前に当該代理人であることを表示し、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(3) 開札方法

ア 開札は、7 で指定する日時及び場所で行う。

イ 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいない場合は、再度入札を行う。

エ 再度入札は、2 回までとする。

(4) 入札心得

ア 入札者は、契約の内容及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。

イ 入札は本人が行うことを原則とする。

ウ 入札書及び委任状は規則で定められたものを使用すること。

エ 代理人が入札するときは、必ず委任状を提出すること。

オ 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りのないよう確認すること。

カ 入札者は、入札書及び入札金額内訳書を一旦入札箱に投函した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換、引換え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(6) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない（イ、ウ、エ、を除く。）。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 入札書及び入札金額内訳書の表記金額を訂正した入札

- ウ 入札書及び入札金額内訳書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- エ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- オ 連合その他不正の行為があった入札
- カ 入札条件に違反した入札
- キ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- ク 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札
- ケ 委任状を持参しない代理人のした入札
- コ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- サ 入札書と入札金額内訳書の整合が取れない入札
- シ 事前に同等品の確認を受けていない物品で行った入札

9 落札者の決定方法

- (1) 落札決定にあたっては、有効な入札書及び入札金額内訳書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（税抜）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき価格の入札書を2人以上が提出している場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約ができるものとする。

10 持参するもの

- (1) 入札書及び入札金額内訳書、委任状（代理人が入札する場合）
- (2) 印鑑（書類に訂正等がある場合や再入札に必要となるため）
 - ア 代表者が参加する場合・・・会社代表者印
 - イ 代理人が参加する場合・・・委任状の代理人使用印

- (3) 再入札の入札書（再入札に使用するため数枚用意して下さい）

11 契約に当たっての留意事項

(1) 契約事項等

ア 契約事項は、契約書による。

イ 契約書を作成する場合には、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印し、落札から7日以内に契約の取り交わしを行うこととする。

ウ 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

エ 落札者が、上記イに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条により、契約金額（税込）の100分の10以上を納付することとする。ただし、次に挙げる場合に該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することとする。

ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 最低制限価格：設定しない

13 本案件に関する質問及び回答について

入札説明書及び仕様書に対する質問は書面により行うこととする。

(1) 提出期間

公告の翌日から令和7年10月22日（水）正午まで

(2) 提出場所及び提出方法

5(3)イへ質問書（別添2－6）によりメールで提出すること。

電話及び窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。

(3) 質問への回答：6(4)と同じ

14 その他

- (1) 入札参加資格を有する旨の通知書を受理した後、入札の完了予定までに入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札をできないときにはこれを中止又は延期する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。
- (4) 落札決定後、契約締結等に関する県との調整、校正等の希望がある場合等に誠実に対応すること。

(関係様式等)

別添 1－1 沖縄県本庁舎改修に伴う什器売買契約（自治研修所分）仕様書

別添 1－2 物品売買契約書（案）

<申請関係様式>

別添 2－1 申請書等提出確認表

別添 2－2 ① 一般競争入札参加資格確認申請書

別添 2－2 ② 納入（供給）証明書

別添 2－3 入札保証金納付書発行依頼書

別添 2－4 入札保証金免除申請書

※いずれかを提出

別添 2－5 確約書

別添 2－6 質問書

別添 3－1 ① 入札書

別添 3－1 ② 入札金額内訳書

別添 3－2 委任状

別添 3－3 入札辞退届

別添 4－1 同等品確認申請書